

第4章 癒しの郷とくしま

第1節 多様な自然環境の保全とふれあいの創造

1 すぐれた自然と身近な自然の保全

(1) 自然公園の保護管理

①現況

(ア) 自然公園等の指定

すぐれた自然の風景地を保護するため、国立公園、国定公園、県立自然公園及び自然環境保全地域（以下「自然公園等」という。）を次のとおり指定しています。

表4-1-1 自然公園一覧

(単位：ha)

公園名	面積						指定年月日	
	特別保護 地区	特別地域				普通地域		合計
		第1種	第2種	第3種	計			
瀬戸内海 国立公園		2	680	199	881	657	1,538	昭和25年5月18日
小計		2	680	199	881	657	1,538	
剣山国定公園		1,240	3,218	11,522	15,980	2,196	18,176	昭和39年3月3日
室戸阿南海岸 国定公園	92	64	1,480	2,087	3,631	22	3,745	平成17年7月8日
(阿波大島 海域公園地区)	(15.5)							昭和46年1月22日
(阿波竹ヶ島 海域公園地区)	(9.9)							昭和47年10月16日
小計	92	1,304	4,698	13,609	19,611	2,218	21,921	
箸倉県立 自然公園						1,183		昭和42年1月1日
土柱・高越 県立自然公園		4	79	244	327	1,091	1,418	平成17年4月1日
大麻山 県立自然公園						1,309	1,309	昭和42年1月1日
東山溪 県立自然公園			47	12	59	4,373	4,432	平成17年4月1日
中部山溪 県立自然公園			34	166	200	5,380	5,580	平成18年3月3日
奥宮川内谷 県立自然公園						1,325	1,325	昭和42年1月1日
小計		4	160	422	586	14,661	15,247	
合計	92	1,310	5,538	14,230	21,078	17,536	38,706	

<当初指定年月日>

瀬戸内海国立公園	昭和9年3月16日
室戸阿南海岸国定公園	昭和39年6月1日
土柱・高越県立自然公園	昭和42年1月1日
東山溪県立自然公園	昭和42年1月1日
中部山溪県立自然公園	昭和42年1月1日

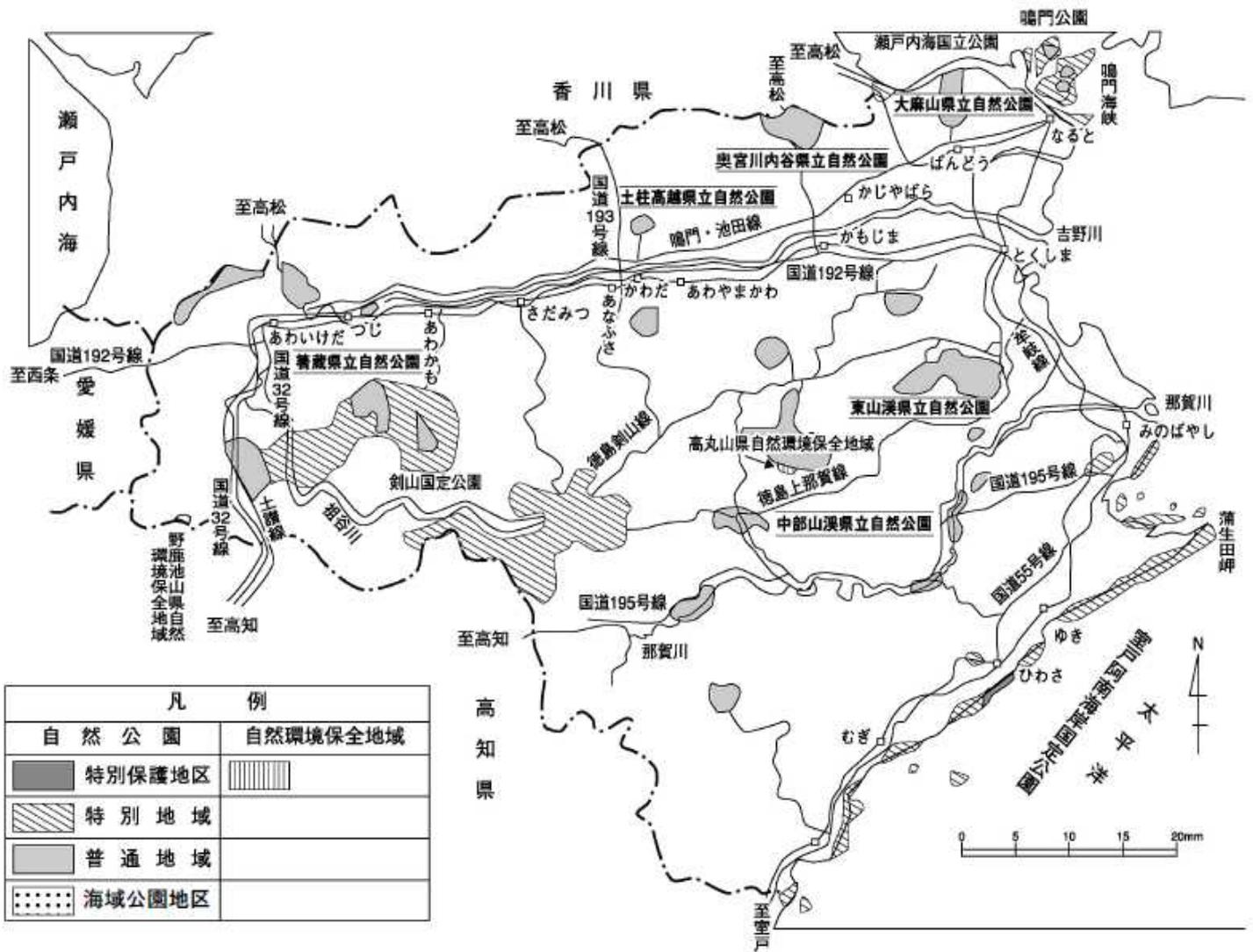


表4-1-2 自然環境保全地域

(単位：ha)

自然環境保全地域名	面 積			指定年月日
	特別地区	普通地区	合 計	
高丸山	20.5	8.5	29.0	昭和52年3月11日
野鹿池山	2.0	8.0	10.0	昭和57年1月29日
合 計	22.5	16.5	39.0	

(イ) 公園計画の策定と再検討

公園計画とは、優れた自然の風景地である自然公園のそれぞれの特性に応じて、いかにして風景の保護を図り、豊かな自然環境を保全するか、またどのように利用させるかについて定めるものです。つまり、自然公園の保護又は利用のための規制又は施設整備に関する計画です。

各公園における見直しの状況は次のとおりです。

a 瀬戸内海国立公園

昭和32年及び45年に保護及び利用計画が決定され、その後全面的に見直しは行われていませんでしたが、平成2年度に再検討を終了し、公園計画が変更されました。

b 剣山国定公園

昭和61年度に再検討を終了し、公園計画が変更されました。また、その後の状況変化に対応するため、平成5年度にも公園計画が変更されました。

c 室戸阿南海岸国定公園

平成17年度に再検討を終了し、公園計画が変更されました。

d 県立自然公園

平成17年度に土柱・高越県立自然公園，東山溪県立自然公園，中部山溪県立自然公園の再検討を行い、公園計画が変更されました。あとの県下の3県立公園は、

区域の指定のみであり、公園計画は策定されていません。

(ウ) 自然公園等の監視体制

公園監視団体の指定

国立公園及び県立自然公園の適切な管理を行うため、平成16年度から県内の環境NPO法人の応募団体から最もふさわしい団体を公園監視団体として2年ごとに指定し、環境首都課の指導監督を受け、自然環境保全に関する監視、指導、情報収集等を行っています。



剣山国立公園



室戸阿南海岸国立公園

②対策

(ア) 自然公園等における各種行為の規制

自然公園法、徳島県立自然公園条例及び徳島県自然環境保全条例に基づき、自然公園等の区域内においては、その区域の風致景観を保全するため、各種の行為（工作物の新改増築等、木竹の伐採、土石の採取等）の規制を加えています。

規制の範囲は、自然公園区域内に指定されている特別地域、普通地域によって異なっており、また許可権限者についても国立公園は環境大臣、国立公園及び県立自然公園は県知事となっています。

なお、国立、国立公園の特別地域内の行為については自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号）第11条によって、許可、不許可の判断がなされており、大規模な開発行為（1ha以上の面的広がりをもつ開発行為等）については、事前に環境に及ぼす影響について総合調査を行うこととされています。

平成28年度における自然公園ごとの許可、届出等の件数は、表4-1-3のとおりです。

表4-1-3 自然公園内許可等件数

(単位：件)

自然公園別事項別	剣山国立公園	室戸阿南海岸 国立公園	県立自然公園	計
特別地域許可	18	25	0	43
特別保護地区許可	0	0	0	0
普通地域届出	5	0	3	8
特別地域内協議・普通地域内協議	7	0	0	7
特別地域内届出	0	0	0	0
計	30	25	3	58
公園事業認可・執行承認	0	0	0	0

③今後の取組の方向性

(ア) 国立公園、国立公園の公園計画の策定と再検討

国立公園においては国が、国立公園については県が必要に応じて見直しを図ります。

(イ) 県立自然公園の公園計画の策定

- ①特に保全すべき景観や生態学的に重要な自然がある。
- ②指定時に比べて景観が著しく改変されている。
- ③地元市町村や地域住民及び利害関係者の理解と協力が得られる。

以上のことが満たされる公園については、公園計画の策定を図ります。

(ウ) 自然公園等の監視体制

不法投棄や自然公園の利用者の増加に伴い、環境負荷の増大、マナーの低下等の問題が生じているとともに、平成22年4月から自然公園法が改正され、生物多様性の確保や規制の強化が図られました。

これらに対応し、貴重な自然環境を有している自然公園等の保全と適正な利用を図るために、県民との協働により監視体制の充実・強化を図ります。

(2) 身近な自然の保全

①現況

(ア) ふるさと自然ネットワークの構築

自然との共生を県民が身近なところで感じ、地域の多様な自然環境を活かしたビオトープ（生き物の棲み家）の保全・創出を県民協働で進め、ふるさとの多様な自然を将来世代へよりよい形で伝えることを目的に策定した「とくしまビオトープ・プラン」に基づき、身近な自然環境の保全を支援しています。

(イ) 森林

本県は、森林が県土の4分の3に当たる314千ヘクタールを占める森林県です。森林は、木材生産はもとより県土の保全や水資源のかん養など、私たちに様々な恵みをもたらしています。最近では、二酸化炭素の吸収・固定、保健・文化・教育的利用、野生動植物の生息の場としての期待も高まっており、こうした森林の持つ多面的機能の発揮が強く求められています。森林の所有管理形態は、国有林が全体の6%、県や市町村有林等の公有林が12.9%、私有林が81.1%となっています。

森林の特徴としては、古くから林業が盛んであることや戦後の荒廃した森林の復旧、旺盛な木材需要に対応することなどを目的として人工造林が進み、現在では民有林の62%がスギを中心とした人工林となっています。また、人工林は、概ね50年生以上の林分が半数に達している一方で、間伐が必要な林分も約4割を占めています。

②対策

森林に対する県民の要請が多様化・高度化するなか、本県の豊かな森林を次世代に引き継ぐため、「とくしま森林づくり県民会議」を創設し、県民・企業・行政の各主体がそれぞれの役割に応じた積極的且つ主体的な森林づくり活動が実践できる推進体制を構築するとともに、平成26年4月には「徳島県豊かな森林を守る条例」を施行し、森林管理重点地域を設定し目的が明ら

かでない森林売買や無秩序な森林開発を防止するほか、新たな森づくりの拠点として条例を具現化する「徳島森林づくり推進機構」を開設し、森林の公的管理をはじめ県や市町村とともに公有林化を推進するための体制を整備しています。

a 森林の整備

森林整備の目標や基本的な事項を定める地域森林計画を策定するとともに、市町村森林整備計画の樹立及び推進指導を行うなど、森林計画制度の適切な運用により、健全な森林の維持・造成を図っています。

また、森林施業を計画的かつ効果的に進めるため、路網の整備、高性能林業機械の導入、低コスト造林技術の導入などにより、間伐を中心に造林、保育等の森林整備を推進しています。

表4-1-4 森林資源現況表

国有林	森林面積(ha)					私有林	計	森林率 (%) 計	民有林の森林蓄積(千m ³)		
	県	市町村	森林づくり 推進機構	その他	計				人工林	天然林	計
18,600	5,861	9,438	9,546	15,823	40,669	255,553	314,856※	76	83,052	12,636	95,688

資料：林業戦略課「森林資源現況表」H29.3.31

※計画対象外森林が含まれているため、合計と一致しない。

図4-1-1 スギ・ヒノキ人工林年齢構成（民有林）

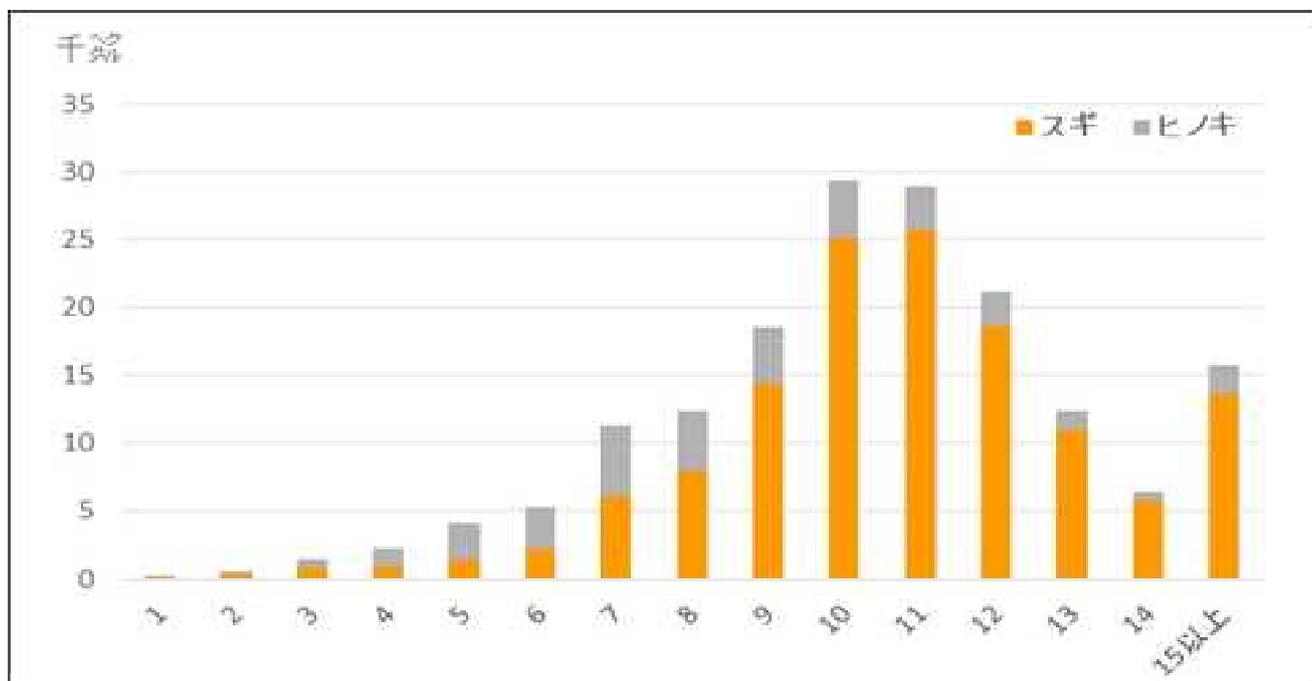
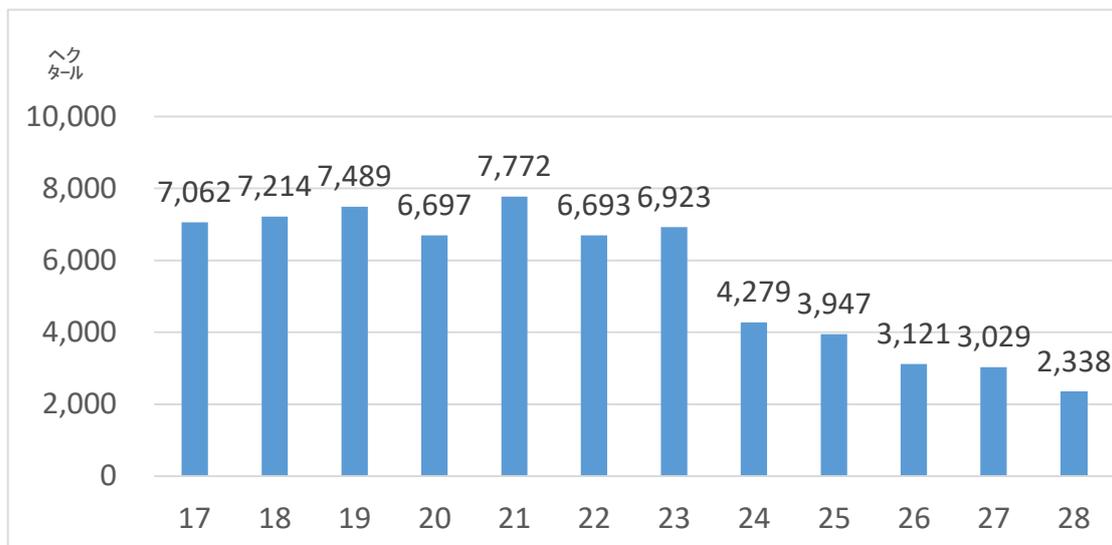


図4-1-2 間伐実施面積の推移



b 森林の保全

水源のかん養，災害の防止，環境の保全といった公益的機能が特に高い森林を保安林に指定し，計画的な保安林整備を進めています。平成28年度末現在の保安林は，115,939haで，県下森林面積の約37%を占め，県土の保全に大きく寄与しています。

保安林以外の森林の開発を行う場合には，当該開発行為により周辺地域における土砂の流出等の災害または水害，あるいは水の確保などに支障が発生しないように，1 haを超える開発行為については規制し，林地開発の適切な指導に努めています。

また，「徳島県豊かな森林を守る条例」により，目的が明らかでない森林取引を防ぐための事前届出制度や特に重要な森林を「徳島県版保安林」として指定し，小規模な開発行為に関しても監視体制を強化していきます。

一方，森林病害虫の被害は松くい虫によるものが多く，その被害材積は昭和56年度の37,340m³をピークに平成28年度は167m³と減少傾向にあるものの，防潮，防風，風致などの機能を持つ松林にあっては，その保全が求められています。

このため，関係市町村と連携し，薬剤の地上散布，被害木駆除等の防除対策による松林の機能保全に取り組んでいます。

表4-1-5 保安林指定状況

(ha)

区分	保安林の種類	面積
国有林	水源かん養保安林	17,978
	土砂流出防備保安林	377
	小計	18,355
民有林	水源かん養保安林	80,817
	土砂流出防備保安林	14,481
	土砂崩壊防備保安林	180
	その他	2,106
	小計	97,584
合計		115,939

③今後の取組の方向性

「とくしまビオトープ・プラン」に基づき，ビオトープネットワーク方針図にそったビオトープの保全・創出を支援するとともに，普及啓発を推進することにより，身近な地域の自然環境の保全を図っていきます。

また，県土の76%を占める森林は，県土の保全，水源のかん養，やすらぎの空間の提供など，環境財としてその効用は県全体に及んでおり，さらには，二酸化炭素の吸収源としてもその重要性はますます高まっています。

このため，「徳島県豊かな森林を守る条例」や「徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画」に基づき，森林の公益的機能の高度発揮を促すため，個人では管理が難しくなった森林の公的管理や公有林化の推進による健全な森林整備の推進と適切な森林管理の継続を図るとともに，県民・企業との協働による森づくり，県産木材の利用を推進するなど取組を加速することにより「環境を重視した多様な森づくり」を一層推進します。



多様な機能を有する森林

表4-1-6 松くい虫の被害状況及び防除の推移

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
被害状況（材積：m ³ ）	672	776	459	531	426	281	305	167
地上散布（面積：ha）	46	46	46	46	46	46	46	46
被害木駆除（材積：m ³ ）	239	276	111	110	100	127	161	111

2 生物多様性の保全

本県固有の自然特性と生物の生息・生育環境を継承しつつ、生態系サービスを活用した防災・エネルギー・森林保全等の問題に対応するための指針として、平成25年に「生物多様性とくしま戦略」を策定しました。

②対策

(ア) 資料等の整備

絶滅のおそれのある野生生物の保護や、生物多様性の確保のための基礎資料とするため、本県では6年間の調査、検討を経て平成13年に「徳島県の絶滅のおそれのある野生生物」を発刊しました。本書には、脊椎動物151種、無脊椎動物202種、維管束植物814種が掲載されています。この「徳島県の絶滅のおそれのある野生生物」を野生生物に関心を持つ多くの県民の方に活用していただくために、徳島県版レッドデータブック・普及版を動物編（平成14年）と植物編（平成15年）に分けて発刊しました。

その後も自然環境は絶えず変化を続けていることから、平成21年度からレッドリストの改訂作業に着手し、平成25年度に全てのカテゴリーについて改訂作業を完了しました。

(1) 希少な野生生物の保護

①現状

現状において本県に生息する野生生物種数としては、既存の資料等によると、植物では、維管束植物（シダ植物、裸子植物、被子植物）が約3,500種、高等菌類（キノコ）が600種余り、海藻が240種余り、動物では、脊椎動物が650種余り、無脊椎動物が5,000種余り確認されています。しかし、本県における野生生物種についての総合的な把握は十分ではなく、分布状況についてもよく分かっていないのが実状であり、各種のさらなる調査と分析・把握が必要です。

表4-1-7 徳島県版レッドリスト選定結果一覧

カテゴリー	分類群	絶滅		絶滅危惧				準絶滅危惧	留意	計
		絶滅	野生絶滅	I類		II類	小計			
				IA類	IB類					
脊椎動物	哺乳類	0	0	2	0	0	2	4	2	8
	鳥類	1	0	9	19	32	60	29	11	101
	は虫類	0	0	0	2	1	3	4	1	8
	両生類	0	0	0	1	4	5	3	1	9
	淡水・汽水魚類	1	0	6	6	10	22	19	21	63
無脊椎動物	昆虫類	3	0	9	31	53	93	31	4	131
	その他の無脊椎動物	0	0	9	19	15	43	33	31	107
維管束植物		13	4	377	174	146	697	94	74	882

(イ) 保護条例の制定とその運用

平成18年3月に「徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例」を制定し、また同条例に基づき、以下のとおり指定種等を指定しました。

(ウ) 希少野生生物保護巡視員等の認定

県内に生息・生育する希少野生生物の生息地等の巡視を行うため、巡視員等について県民から募集し、その中からふさわしい者を「希少野生生物保護巡視員」等に認定し、平成19年度からボランティアで、希少野生生物の生息地等の保護について協力いただいています。

表4-1-8 指定について

指定期日	指定内容	
	指定の種類	指定種名
平成19年9月7日	指定希少野生生物	アカウミガメ, オヤニラミ, スナヤツメ, クチキレムシオイ, キリシマイワヘゴ, ジンリョウユリ, レンゲショウマ, キレンゲショウマ, スズカケソウ
平成20年9月18日	指定希少野生生物	タカネバラ
	希少野生生物保護区	旭ヶ丸
平成22年9月24日	指定希少野生生物	チョウジソウ, キバナノセッコク, アワムヨウラン
平成24年3月30日	指定希少野生生物	オオクグ

表4-1-9 希少野生生物保護巡視員及び巡視団体

巡視対象種名	巡視員 (人)	巡視団体 (団体数)
アカウミガメ	5	1
オヤニラミ	2	0
スナヤツメ	1	0
クチキレムシオイ	1	0
キリシマイワヘゴ	2	0
ジンリョウユリ	1	0
レンゲショウマ	3	0
キレンゲショウマ	1	0
タカネバラ	1	0
チョウジソウ	1	0
キバナノセッコク	1	0
旭ヶ丸希少野生生物保護区	0	1
計	19	2

③今後の取組の方向性

本県に生息・生育する野生生物は、生態系の基礎的構成要素であり、県民の豊かな生活に欠かすことのできないものであることから、希少野生生物の保護を図り、県民共有の貴重な財産として将来世代に継承し、生物多様性の保全に寄与することを目的に、「徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例」に基づき、本県の状況に即した保全施策を推進していきます。

②対策

近年、私たちを取りまく自然環境、とりわけ野生鳥獣に対する社会的関心は高まりつつあります。また、二ホンジカ等の特定種の著しい増加やツキノワグマ等の減少は自然環境の悪化の指標ともいわれており、野生鳥獣の適正な保護管理が強く求められています。

本県としても野生鳥獣の生息環境の変化に対応し、長期的視点に立った計画的鳥獣保護管理施策を推進するため、第12次鳥獣保護管理事業計画（平成29年度～平成33年度）を策定するとともに、基幹産業の一つである農林業被害が継続して発生している二ホンジカやイノシシについては、第4期二ホンジカ適正管理計画及び第4期イノシシ適正管理計画に基づき事業を実施しています。

さらに、二ホンザルによる人身被害等の防止を図るとともに、生物多様性の確保にも配慮し、その生息数の適正な水準への減少等を図るため、第2期二ホンザル適正管理計画を策定し、人との軋轢の解消及び地域

(2) 野生鳥獣の適正な保護管理

①現況

本県は、328種の鳥類、40種の哺乳類が生息していますが、近年土地の高度利用等により生息環境が変化し、ツキノワグマ等多くの種が減少傾向にあると考えられます。一方で、二ホンジカ等一部の野生鳥獣の地域的な増加に伴い、中山間地域を中心とする農林水産業被害の拡大といった問題が顕在化しています。

個体群の保全に向けた管理施策を実施しています。

また、野生鳥獣による農林水産業等の被害を防止するために、各市町村が策定した被害防止計画に基づく対策を積極的に支援していきます。

鳥獣の保護を図るため、県民の理解のもとに県土の約6%に当たる53箇所26,244haを鳥獣保護区（国指定を含む）として指定し、その保護を図っています。

また、鳥獣保護区の区域内において、鳥獣及びその生息地の保護を図る上で特に重要な地域については、その生息環境を保全するために、22箇所2,499haを特別保護地区（国指定を含む）として指定し、立木の伐採、工作物の設置等の行為を規制してその保全を図っています。

(ア) 鳥獣保護区及び同特別保護地区の指定

表4-1-10 平成28年度県設鳥獣保護区指定状況

事由	指定目的	名称	所在地	面積 (ha)		存続期間
				保護区	特保地区	
更新	森林鳥獣	高丸山	上勝町	29	29	H28.11.1～H38.10.31
更新	森林鳥獣	橘	阿南市	285		H28.11.1～H38.10.31
更新	森林鳥獣	轟	海陽町	770	120	H28.11.1～H38.10.31
更新	森林鳥獣	竜王山	美馬市	200		H28.11.1～H38.10.31
更新	身近な鳥獣	滝の宮	美馬市	1		H28.11.1～H38.10.31
		5箇所		1,285	149	

表4-1-11 鳥獣保護区、同特別保護地区の指定状況

(平成28年度末現在)

区分		県設鳥獣保護区 指定実績	同特別保護地区 指定実績	備考
森林鳥獣 生息地	個所数	28	13	他に大規模生息地の保護区として、国指定剣山山系鳥獣保護区があります。 10,009ha（うち特別保護区1,006ha）
	面積	9,911ha	921ha	
集団渡来地	個所数	3	1	
	面積	643ha	153ha	
集団繁殖地	個所数	1		
	面積	170ha		
身近な鳥獣 生息地	個所数	19	7	
	面積	5,021ha	419ha	
希少鳥獣 生息地	個所数	1		
	面積	490		
計	個所数	52	21	
	面積	16,235ha	1,493ha	

(イ) 特定猟具使用禁止区域の指定

狩猟による危険等の予防のため、都市地域、学校や住宅地に近接した山野等を特定猟具使用禁止区域（銃器）に、多数の人の入り込みのある山野等を特定猟具使用禁止区域（くくりわな）に指定しています。この区域では当該猟具を使用しての狩猟が禁止されるため、鳥獣の保護にも寄与しています。

表4-1-12 特定猟具使用禁止区域の指定状況

事由	個所数	面積(ha)	備考
指定	15	4,011	存続期間5年
累計	65	39,674	

部を橘湾鉛散弾禁止区域（98ha）に指定しています。

また、くくりわなによるツキノワグマの錯誤捕獲を防止するために那賀町の一部を権田・槍戸くくりわな猟禁止区域（11,460ha）に、三好市の一部を谷道くくりわな猟禁止区域（3,245ha）に指定しています。

(工) 鳥獣生息調査等の実施

鳥獣保護施策を講ずる基礎資料とするため、鳥獣生息状況調査、特定鳥獣モニタリング調査、ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査、鳥獣保護区等指定効果測定調査等を実施しています。

(オ) 狩猟免許等の交付状況

平成28年度における狩猟免許者数及び狩猟免許合格者数と狩猟者登録者数は、表4-1-13のとおりです。

平成22年度から新規狩猟者の確保に向け狩猟免許試験を従来の2回から3回に増やすほか、試験日の休日開催を行っています。

(ウ) 指定猟法禁止区域の指定

鳥獣が山野や水辺に残留した散弾を飲み込むことにより発生する鉛中毒を予防するため、阿南市橘湾の一

表4-1-13 狩猟免許及び狩猟者登録状況（H28）（単位：人）

免許の種類	狩猟免許者数	狩猟免許合格者数	狩猟者登録者数
網 猟	31	4	7
わな 猟	1,619	224	1,241
第一種銃猟	1,366	55	1,111
第二種銃猟	36	5	52
計	3,052	288	2,411

（力）狩猟の適正化

狩猟の適正化及び野生鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護監視員（32人）その他関係機関の協力を得て取締及び指導を実施しています。また、狩猟者の資質の向上を図るため、狩猟免許試験・更新、狩猟者登録等の機会をとらえて、法令の周知、マナーアップ等に努めています。

（キ）鳥獣捕獲数の推移

平成28年度の狩猟による鳥獣捕獲数は、鳥類2,162羽、獣類3,971頭です。

（ク）野生鳥獣の保護管理

イノシシやニホンジカによる農林業被害や環境被害を低減するため、これまでの適正管理計画を見直し、平成29年3月、「第4期徳島県ニホンジカ適正管理計画」、「第4期徳島県イノシシ適正管理計画」を策定し、捕獲制限数等の解除に加え、狩猟期間を16日間延長するなどの措置を行っています。

特に、個体数管理を特に強化する必要があると認められる地域においては、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施により、増えすぎたニホンジカやイノシシの捕獲強化に努めています。

さらに、ニホンザルによる人身被害等の防止を図るとともに、生物多様性の確保にも配慮し、その生息数の適正な水準への減少等を図るため、平成29年4月から第2期ニホンザル適正管理計画（平成27年度～平成28年度）を策定し、人との軋轢の解消及び地域個体群の保全に向けた管理施策を実施しています。

（ケ）捕獲禁止

メスキジ、メスマドリが、全国一円で捕獲禁止に、また本県ではツキノワグマが捕獲禁止になっています。

（コ）有害鳥獣捕獲事業

農林水産物に被害を与えている鳥獣に対しては、徳島県鳥獣捕獲等許可事務実施要領に基づき、狩猟者及び猟友会の協力を得て、被害を最小限にとどめるように各市町村において捕獲を実施しています。なお、この捕獲許可権限については、円滑な捕獲管理の推進を図るため市町村への権限委譲を進め、平成20年4月からは、県下全ての市町村に権限が移譲されています。

（サ）鳥獣被害対策

野生鳥獣による農林水産物等への被害を防止するた

め、侵入防止柵の整備、放任果樹や収穫残さ等の誘引物の除去、追い払いなどの対策を総合的に実施する集落をモデル的に育成し、対策の普及を図っています。市町村被害防止計画に基づき市町村等が実施する侵入防止柵等の整備や追い払いなどの被害防止活動等を支援するとともに、サルに重点をおいた総合対策の実践や地域ぐるみの鳥獣対策等を推進しています。

③今後の取組の方向性

鳥獣保護管理事業の実施は、鳥獣及びその生息環境の保全・整備を図り、狩猟や鳥獣捕獲許可の適正な運用を通じて、地域における生物多様性の保全にも資するものです。鳥獣保護管理の事業を進めるには、地域住民の理解と協力が不可欠であることから、関係機関や猟友会、自然保護団体等との連携を強めつつ、人と鳥獣との共生に関する理解の醸成を図り、鳥獣の保護管理の必要性についての普及啓発を進めながら、適正な事業推進を行います。

3 自然とのふれあいの推進

（1）自然とのふれあいの場の確保

県民の自然とのふれあいへの感心は年々高まっており、自然との交流を図る健全な野外活動は、県民生活においてますます重要性を増していますが、自然や風致景観を損なわないような施設整備が重要となっています。

①現況

（ア）自然公園の施設

展望休憩所、遊歩道、トイレなどの施設を中心に、自然公園を快適に利用できるよう利便性を向上する施設を整備しています。

（イ）長距離自然歩道（四国のみち）の施設

「四国のみち」は、公道、遍路道などを利用して、自然に親しみながら四国を一周することができるように整備した全長1,545.6km、123コース（内、徳島県320.1km、24コース）の長距離自然歩道です。標識、休憩所などの施設を中心に、自然歩道を安全に利用できるように整備しています。

（ウ）野鳥の森

野鳥の生態観察を通じて野鳥に関する知識を深め、野生鳥獣保護思想の高揚を図るため、誰もが野鳥と身近に接することのできる場として、野鳥の森（名西郡石井町21ha）を整備しています。

②対策

平成28年度における利用施設の整備は次のとおりです。

（ア）公共事業

国立・国定公園の利用施設の整備等を、環境省自然環境整備交付金により実施しました。（表4-1-14）

表4-1-14 平成28年度自然公園等の整備事業

公園名	事業概要	事業費(千円)
瀬戸内海国立公園	鳴門園地再整備事業	64,900
室戸阿南海岸国立公園	竹ヶ島海中公園 自然再生事業	572
剣山国立公園	剣山縦走線再整備事業	40,200
室戸阿南海岸国立公園	蒲生田園地再整備事業	6,928
計		112,600

③今後の取組の方向性

(ア) 自然公園の施設整備

将来の利用促進と環境保全を目的とし、利用者の安全確保、ユニバーサルデザインや、インバウンドに対応した施設の整備を実施します。

(イ) 長距離自然歩道（四国のみち）の整備

老朽化している施設を適切に維持管理するとともに、利用者が快適で安全に通行できる必要最小限の施設整備を実施します。



四国のみち

(2) 自然とのふれあい活動の推進

①現況

(ア) 佐那河内いきものふれあいの里の運営

佐那河内村に設置されている県立佐那河内いきものふれあいの里は、ネイチャーセンターのあるセンターゾーンと6つの自然観察スポット及びキャンプ場で構成されており、野鳥や植物などの自然観察や様々な自然体験学習の機会を県民に提供し、自然への理解を深め、自然保護思想の普及啓発活動を推進しています。

(イ) 自然環境協力員の育成

自然環境保全に対する県民意識の高揚を目的としたボランティア参加による自然環境協力員への登録を行った県民を中心に、ネイチャースクール（研修会）や身近な自然一斉調査への参加を呼びかけ、自然保護活動や自然保護思想の普及啓発を行い、自然とのふれあいを推進しています。

(ウ) 愛鳥週間

愛鳥週間（毎年5月10日から16日まで）は、自然の中で野鳥に親しみ、自然を保護する心を育むために設けられたものです。県では関係団体の協力の下、様々な催しを実施しています。

②対策

(ア) 佐那河内いきものふれあいの里の運営

ネイチャーセンターに植物、野鳥、小動物などの専門的な知識を有する自然観察指導員を配置して、大川原地域の豊かな自然環境を利用した自然観察会などを開催するとともに、各施設における案内や自然観察の指導を行い、自然とのふれあい活動を実施しています。

(イ) 自然環境協力員の育成

自然とふれあい自然を感じるために、専門的な知識を学ぶ場としてネイチャースクールを開催するとともに、県内の砂浜において、ボランティアの自然環境協力員によるアカウミガメ上陸産卵調査を実施しています。

(ウ) 愛鳥週間

鳥獣保護思想の普及啓発のため、愛鳥週間行事として、次のような多彩な催しを行っています。

a 平成29年度用愛鳥週間ポスター原画募集

応募数 37校 207点

知事賞 9点 優秀賞 30点

b 平成29年度愛鳥週間ポスター原画コンクール優秀作品展

1. 平成29年5月10日（水）から5月14日（日）

NHK徳島放送局 1階ロビー

2. 平成29年6月19日（月）から6月23日（金）

ショッピングプラザアピカ 催事場

3. 平成28年7月24日（火）から7月28日（金）

道の駅 貞光ゆうゆう館 ギャラリーにて開催

c 野鳥の違法捕獲等の取締り

各総合県民局、東部農林水産局ごとに警察署、鳥獣保護管理員と協力して実施

③今後の取組の方向性

自然とのふれあいを推進するためには、県民一人ひとりが自然に対する正しい理解と認識を持ち、自然とのふれあい活動に取り組むことが求められています。このことから、様々な自然体験の場を提供するとともに、自然環境に対する多くの学習機会を創出し自然とのふれあい活動を推進していきます。